

2024年度 第1回八尾市地域就労支援基本計画推進委員会 議事要旨

日 時 2024年7月8日(月) 午後1時30分～午後3時10分

場 所 八尾商工会議所 3階 セミナールーム

出席者

<外部委員> 五石委員長、名越委員、神野委員、川野委員、森委員、藤本委員、笠原委員、朴委員、音田委員、
計9名
<庁内委員> 宮崎委員、亀谷委員、相原委員、徳光委員、林田委員、中西委員、野本委員、下村委員、黒井委員、藤本委員 計10名
<オブザーバー> 地域就労支援コーディネーター(2)、チーフ・パーソナル・サポーター、企業開拓員 計4名
<事務局> 5名

総計28名

－事務局による司会で次第に沿って進行－

1. 開 会

2. 委嘱状交付

3. 委員紹介

4. 委員長あいさつ

委員長：全国的な動きとして、生活困窮者関係では法律が改正されたが、十分な対応ができぬまま改正に至ったと感じている。地域共生関係では今後高齢者に課題が移り、就労困難関係では大きな動きが見えない一方、ハローワークが今後、長期失業者に軸足を移していくという話も出てきている。そのような中、八尾市の地域就労支援事業は、全国的に対応できていない部分に対して挑戦した取り組みをしており、非常に素晴らしい取り組みができていると思う。委員会で提案をいただいた内容も、確実に反映されているので、本日もご提案、ご意見を積極的に上げていただければ大変ありがたいと思う。

－委員長による議事進行－

5. 2023年度 実績報告(計画進捗状況報告)について

事務局より、資料にそって説明。

委員：資料1の(4)相談者属性別内訳(複数カウント)は、昨年度の委員会での発言を受け追加されていると思う。(4)相談者属性別内訳(複数カウント)の2023年度「その他」は0件であるのに対して、(3)相談者属性別内訳の「その他」については3件となっているが、同和地区住民が計上されているのか。また、同和地区住民の定義を教えて欲しい。さらに、労働支援課からの報告は、地域就労支援基本計画の計画進捗状況報告ではなく、地域就労支援事業の事業進捗状況報告に聞こえる。相談を進めていく中で、それぞれの属性別の課題が出

てきていると思われるが、相談者に問題があるのではなく、社会に問題があるという考えに基づき（これは生活困窮の分野における考え方もそうなのだが）、その社会をどう変えていくのかということが基本計画の考え方と認識している。そのうえで労働支援課がやってきたことの報告であれば分かるのだが、今回の報告は事業実績の報告にしか聞こえなかった。その点を踏まえて、今後、報告の仕方を考えていただければと思う。

事務局：(3) 相談者属性別内訳の「その他」には、(4) 相談者属性別内訳（複数カウント）にある「制度の狭間、社会的少数派」が計上されている。同和地区住民の定義は、「働く意欲がありながら、部落差別や出身地に対する社会的偏見などの理由より、働くことが困難な状況に置かれている方」で、基本的には相談者自らの申し出により計上しているが、昨年度の委員の方々のご指摘に基づき、自らの申し出だけでなく、相談過程において隣保館における継続的相談援助事業対象者や就労困難者として援護措置の対象となりうると判断された方も計上している。また、最後の質問については、指摘いただいたように、属性別の課題を社会の課題として捉え、社会の意識をどのように変えていくかという観点で、今年度の計画・進捗を捉えてまいりたい。

委員：進捗状況報告について属性別に課題があるということを示したが、障がい者、同和地区住民、外国人市民については、人権三法という法律があるが、その点を踏まえて、どのように支援をしていくのか、就労という観点に立って行うことが重要だと思う。これは労働支援課だけでなく、労働支援課の就労支援基本計画を皮切りにして、全庁的にやってもらいたい。なお、同和地区住民の定義で、自主申告によって就労阻害要因があると判断するのであれば、就職差別があるということになり、そのような方は別立ての計画の問題（対象）になると思う。また、隣保館の継続的相談援助事業について、この継続的相談援助支援事業の対象とする場合の定義について教えていただきたい。

委員：継続的相談援助事業の対象とする定義は、支援方策検討会にあたる部分だと考えている。開催の有無は、相談者の相談内容によって決定する。地域の方々の協力を得ながら、課題解決が必要であるという場合は、隣保館から各機関に声掛けをし、支援方策検討会を開催する形になっている。

委員：地域住民と協議をして、同和地区住民かどうかを決めているということか。

委員：地域住民だけではないが、隣保館は日頃から地域の方々と連携をとっており、総合的に判断している。

委員：障がい者の場合は障がい手帳があれば、失業給付の給付日数を延長できる。同和地区住民も隣保館の継続的相談援助事業を利用していれば、失業保険の給付が延長できる。職業訓練手当も、本来的に45歳以上が対象だが、継続的相談援助事業を利用していれば35歳から使える。これら手続きの際の定義を隣保館はどう考えているのか。地域就労支援コーディネーターは継続的相談援助事業の対象者であるかは判断ができない。そのため、継続的相談援助事業に該当するかをコーディネーターに教えることができるのは隣保館だけである。これ

は隣保館事業なので、隣保館が各コーディネーターに説明しなければいけないのではない
か。

委 員：コーディネーターが一定の聞き取りをし、相談の中で聞いた状況を隣保館として可能な範囲
で聞き取り、地域の方々にも過去に住んでいたことがあるか、関連があるかどうか等を確認
した上で、隣保館として答えたいと考える。

委 員：過去の居住の有無を地域住民が決めていいのかを聞いている。昔は、市同促（八尾市同和事
業促進協議会）や地区協（同和事業促進地区協議会）があり、同和対策事業対象地域につい
て一緒に考えていくことができた。だが、今はない。同和事業対象（地域）もない。しかし、
ハローワークに、継続的相談援助事業として申請すれば対応できる制度がある。その点を八
尾市としてどう考えるかを示して欲しい。

委 員：過去の事業では（対象地域の）具体的な線引きがあったと思うが、今はその具体的な線引き
等はない。そうすると、今、聞き知る範囲の中で、様々な情報を集めてお答えするというの
が一つの考え方となる。市として、どういうルールでどう判断していくのかということろま
では、現時点で持ち合わせていないのが実情です。

委 員：この委員会でも何度も言及されてきた同和地区の捉え方についてであるが、もともと、行政
が同和対策事業を実施する際に、対象となるエリアを定め、それを「同和地区」と統一して
呼ぶようになったということである。その同和地区の中に被差別部落が含まれていて、事業
対象エリアはそれより少し大きいエリアであった。現在でも同和地区はあると、議会で答弁
されていたことがあったと思う。その中で、隣保館の就労支援の一つとして、同和地区住民
の雇用保険給付延長制度があるので、自分は同和地区住民であるという自己申告方式でも構
わないが、同和地区であるかどうかということを行行政側が照らし合わせる必要があると思
う。また、同和地区住民の雇用（保険給付）延長制度があるというアナウンスも必要ではな
いか。その線引きについて、統一した見解は市議会でも言及されていると思うので、人権政
策課が資料として持っていると思う。

それから、議論が少しずれるかもしれないが、市が「地域まちづくり構想」ということで、
ほぼほぼ同和対策事業を行ったところを、対象地区と規定し、地図にして市民に広く知らせ
ている。（地図上では）わかりにくい部分もあるが、このエリアの人の相談を受けた場合に制
度を案内できるよう、対象地区の同和地区住民についてはここですよということを、関係者
に周知しておかなければ制度が素通りする可能性がある。よって、自己申告の形だけではな
く、活用可能な制度があることをお知らせしてあげて、継続的相談援助事業の相談を行い、
申請をすれば、その制度を必要としている方に支援が届けることができる。

また、外国人市民はどのような人を指しているのか？障がい者は手帳を所持している人の
みを指しているのか教えて欲しい。

事 務 局：外国人市民は、計画上の定義では、「働く意欲がありながら民族的偏見はもとより言語をは
じめとした文化の違いによるコミュニケーションの問題のため安定して働くことが困難な
状況におかれている外国人市民」で、かつ外国籍の方となる。障がい者については、「働く

意欲がありながら身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいがあり、働くことが困難な状況に置かれている人」で、障がい者手帳を所持している方となっている。

委員：市での同和地区の考え方について、現在も、部落差別はあると認識しているが、そのエリアを特定することは新たな差別を生む可能性があるため特定しないとしている。

委員：では、国（ハローワーク）の雇用保険給付延長制度はどうすれば受けることができるのか？

委員長：一旦、ハローワークの方にお伺いしたい。

委員：隣保館と連携して制度を実施しているが、具体的には本人の相談票の記載内容を見て、総合的に判断している。

委員長：国の制度の中では、同和地区住民と記載されているのか？

委員：「社会的事情により就職が著しく阻害されているもの」と記載されており、同和地区住民という言葉は記載されていない。

委員：同和地区住民は（制度の対象に）含まれているのか。

委員：本人が記入する相談票の内容に基づき判断するため、住んでいる地域や以前住んでいた地域については関係ない。

委員：例えば、隣保館での相談記録をハローワークに提出し、継続的相談援助事業の対象となっており、支援方策検討会議を開催された方ということであれば、雇用保険の給付日数の延長や職業訓練手当の受給などはできるということでしょうか？

委員：本人からの申し出があれば、雇用保険給付担当者から専門援助部門に案内し、（本人に）相談票を渡し、それが提出されれば、その内容を見て判断することになる。

委員長：社会的事情の具体的な条件はあるのか。

委員：不安定な雇用環境や経験した職業などを総合的に判断するということになる。

委員：先程の地図はホームページにアップされているのか。

委員：ホームページには出しているが、同和地区を定義したものではない。

委員長：先程、実績報告が事業の評価になっているが、属性別課題の改善状況について評価するべきとの意見があった。行政全体に言えることだが、計画を評価する際には、各担当課で事業を評価した一覧表が出てくるのが基本的なパターンとなっている。ただ、本来はどのくらいの

予算人員が導入をされ、その後事業としてどのような結果が出て、その結果により、どの程度の目標が達成されたかという評価を行うべきである。しかし、結果から目標達成度の因果関係の評価することは難しく、各担当課で実施するにはかなりの労力がかかる。やり方はすぐには思い浮かばないが、長い目で見て取り組まなければいけない問題だと思う。

委員：再度、確認するが、資料1の(3)相談者属性別内訳にしたがえば、「私は同和地区住民である。」と言えば、同和地区住民にカウントされるということか。

事務局：(3)の相談者属性別内訳は主たる就労阻害要因ということになる。「同和地区住民であり、その偏見によって就労することが困難な状況になっている。」と本人から申告があり、それが主たる就労阻害要因であれば、こちらの(3)の同和地区住民に計上する。

委員：その人の背景を精査することなく、その人が言えば基本的には同和地区住民と計上するということか。

事務局：本人から同和地区住民で部落差別を受けたと申告があり、今就職活動していく中で、阻害要因になっているという申告があればここに計上するという形になる。

委員：裏返して、その相談者の方はそれを言えば何かメリットあるのか。

事務局：メリットとすれば、社会的に就職が著しく困難の状況にある方であれば、継続的相談援助事業の対象者であって、雇用保険の援護措置を受けることができるというものはある。

委員：そのメリットは、来談者に一人一人に説明されているのか。

事務局：現在、一人一人に対して説明するという事はやっていない。

委員：であれば来談者はどの様にしてその事業があることを知るのか。

事務局：現状としては、域就労支援コーディネーターが相談を進めていく過程で、退職や失業保険の手続きを進めていく必要が生じた場合に、過去の学歴や、勤務していた事業者の規模や雇用形態など、総合的に勘案して、継続的相談援助事業の利用を提案している状況である。

委員：それがなければ、来談者にとって知る由もないということか。

事務局：可能性はゼロではないが、そのような漏れがないように、コーディネーター含めて、留意して相談を進めているところである。

委員：状況はわかった。

委員長：相談の場で相談者に対して受けられる支援を分かりやすく明示するのは基本的なことであ

り、非常に重要な課題である。

次に、実績報告の評価でA、Bが並ぶ中、桂青少年会館がCとなっている。この委員会でも青少年会館の設備等の有効活用について話題が出ているが、あえてCにした理由をぜひ伺いたい。

委員：今の質問に繋いで、評価はA、Bとあるが、方向性は全部継続となっている。継続以外にはどんな選択肢があり、その中で継続が選ばれている理由を知りたい。

事務局：方向性については、継続のほかに拡大・縮小・廃止もある。

委員長：廃止・縮小とABCの評価は関係があるのか。

事務局：評価と方向性の関係については、必ずしもCやDなら廃止というものではない。

委員長：ではCになった理由を教えて欲しい。

事務局：担当課が委員では無いので答えられる者がいない。

委員長：わかった。

委員：なぜ、全事業が継続なのか。

事務局：全て継続となっているが、廃止などの事業の必要性については、担当課が判断をしている。その中で、廃止ではなく、継続の方向で進めていくという判断をしたということである。

委員：今回はすべて継続だが、以前は拡大した事業もある。全てが就労支援に対する重要な事業であり、各部局とともに連携して実施している事業である。大きな見直しや事業の再構築などがあった場合は、縮小や廃止の可能性はあるが、基本的には継続が多いという流れになっている。

委員：拡大の可能性はないのか？

委員：労働支援課で拡大としたこともある。

委員：実績報告については、各担当課が記載していると思うが、直接、就労支援には関係のないことを含めて書かれていると思う。例えば、先ほどから申し上げている隣保館については、講座を開いてスキルをつけるというのも一つの支援だが、「このような制度があって、こういう風にしたら利用できますよ。」ということをして社会に対して発信していくことが就労困難者に対する支援として必要だと思う。事業実績においては、就労支援には関係のないことを含めて全てが記載されており、他の委員会等でも同様の内容が記載されていると思う。その辺りを労働支援課で精査した方が良いのではないか。その上で先程から話していることなど

を担当課に伝え、どう実行してもらうのかが必要だと思う。

委員 長：先ほどの桂青少年会館の話について、数字は出ているが、それが就労困難支援に本当に役立ったのかが気になる。資源としてあるのであれば、ぜひ就労支援として有効活用してもらいたいし、その部分が評価できる形にできないのかなと思う。

委員：障がい者問題と外国人に関わるところで質問がある。前提として八尾市役所の障がい者雇用率と八尾市の企業における障がい雇用率は何%か。

事務局：今、答えは持ち合わせていない。次回までに確認する。

委員：質問をした意図としては、問題があり、その問題に対して制度の評価があると思っている。八尾市役所における障がい者雇用率が高い中で事業を進めるのと、達成率が低い中で事業を進めるのでは大きく違う。八尾市としての達成度を明らかにした上で事業を進める方がいいと思う。外国人についても同様に、国が実施している在留外国人の実態調査によると、過半数の人が日本で差別を受けたことがあると答えた。例えば、八尾市の外国人の50%が差別を受けたとした時の人数と、相談者数の実績を照らし合わせるなどして、評価が論じられるのだと思う。問題を明確にした上で評価してもらえると議論しやすい。

事務局：外国人の差別については、地域就労支援事業としても問題として意識している。「在留外国人に対する基礎調査報告書」（令和4年度 出入国在留管理庁委託事業）においても、何らかの差別を受けていると感じているのは57.6%で、就労中、求職中が合わせて約34%であり、就労支援に携わる者としてこの数字は大きいと感じている。さらに、仕事に差別を受けた相手方は35.3%が職場関係者と回答している。

実際の相談ケースに照らし合わせてみると、日本人と比べて不利に扱われているのではないかと多くの意見が多く、当市で受けた相談件数に対しても同程度の割合（約3割）であった。

ただ、実際にじっくりと話を聞いてみると、労働法制を知らず日本人に比べ不利に扱われているように思っていたケースや、注意・指導内容が正確に伝わっておらず、それが蓄積されて不利に扱われていると感じている方も多く存在した。

就職差別について適正な対応を取り啓発に努めることを進めていくと同時に、併せて差別を受けられた方の割合を念頭に置きながら、よく話を聞き、日本人と比べて不利に扱われているのか、労働法制の適切な案内で埋められる部分もあるのではないかとこの観点ももって支援を進めるとともに、今後も差別を受けられた方の数には注視していきたいと考えている。

委員 長：日本の生活困窮、就労困難施策全体として、ターゲットの数を把握しないまま支援を実施し、前年度実績と比較して評価を行っていると思う。本来であれば要支援者の総数を把握してそこから今年度の支援対象者数を見積り、その数に対して評価するのが本来だと思うが、就労困難者の実数を推計するのは難しい。すぐに実行することは難しいが、今後に向けての課題であると思う。

委員：実態の把握は極めて重要だと思っている。所属する八尾識字日本語連絡会で、30年以上前に外国人に対してインタビューをして実態調査を行った。色々なことが分かったのだが、一つ例を挙げると、「日本語が上手くなっても日本人の友達は増えない。」ということだった。それでも日本語が上手くならないといけないので、識字日本語教室にはやってくる。そういった方々を通せば、次の課題が見えやすいと思う。識字日本語教室は社会の入り口みたいなところであり、言葉で困っていたら次に行けない。まずは言葉で、言葉を解決すればなんとかなると思いきやすい。ここを入り口にして政策を組んでいけば、様々な問題が見えてくるのではないかと思っている。学校も同じ。学校を通じて実態把握に努めるのは可能性として大きいと思う。今から30年前に調査をした際は、学校の教職員に動いてもらったが、この調査があったおかげで色々聞いたとの声もあった。そのような取り組みをすることで、実態が把握できるということもあるのではないか。

事務局：現在、学校教育関係の識字教室と労働支援課が連携して事業を行うということはないが、かねてよりパーソナルサポート事業においては日本語支援に力を入れて実施しており、今後、学校関係含めて連携できるところがあれば、連携し支援を実施していきたいと思う。

委員長：就労困難者にアプローチする時には、外国人を対象とした教室や子ども食堂など困窮者に限定しないユニバーサルな形で来てもらい、その中で課題のある人を発見していくというやり方があり、今後広まっていくと思われる。八尾市は先駆的な取り組みをしており、その方向でも今後も取り組みを続けていただければと思う。

6. 2024年度 事業計画について

事務局より、資料にそって説明。

委員長：事業計画の重点内容には、この委員会でご提案いただいたものがかなり反映されている。何か質問はあるか。無ければまだ発言いただいている方に、是非ご質問かご意見・感想をいただければと思う。

委員：大阪府では府内の地域就労支援センターの実績を集計しているが、八尾市は昨年度府内5番目の相談件数で、非常に熱心に取り組んでいただいている。大阪府でもOSAKAしごとフィールドを軸として総合的な就労支援をやっており、八尾市も支援対象としている。専門のカウンセラーを配置し、カウンセリングやセミナーもやっているため、八尾市の取り組みと連携を密にさせていただき相乗効果を発揮できるように支援を実施していきたい。

委員：商工会議所では、今年度は外国人就労に対する事業の強化を図っており、八尾市国際交流センターとコラボし、事業所の代表者を通してにはなるが、従業員の悩み事などのご相談をさせていただくという事業を今年度から実施しており、今後も強化させていきたいと考えている。

委員：昨年10月末における大阪府の外国人労働者は、約15万人ほど。そのうち、身分的に働くことに制限がない在留資格を持っている人が約20%おり、八尾市の地域就労支援事業のターゲット

ットになる外国人はその層が中心になると思われる。私の知る事例では、中途半端に日本語を取得している人は、最近では派遣会社での就労が多くなってきており、自分の置かれている状況が分からないことも多く、時間給は分かっていても、労働法にかかることはあまり把握できておらず、不満を抱きながら辞職や転職をせざるを得ないケースがある。地域就労支援事業の相談援助を通じて、外国人も働きやすく安定して就労できる職場とマッチングさせていくことが重要だと思う。

委員：2024年度の地域就労支援コーディネーター活動の予算が、わずかであるが上がっている。パソコン講座等難しいこともあると思うが、大事なことであると思うので今後も進めていただきたい。

委員：ワークサポートセンターの八尾市地域職業相談室は、中央地域就労支援センターと連携し事業を実施している。しかし、6月に入り利用相談件数が1日に20人も満たない日もあり非常に危惧している。今年度は施設の周知に力を入れ、利用者増に取り組んでいく。また、事務局から説明のあったパート説明会・面接会についても、求職者に情報提供し、1人でも多く参加していただけるように努めていく。

委員長：先ほど事務局からの説明にもあったが、仕事内容が詳細に記載されたPRシートの作成や各出張所での面接会など、全国的に見てもあまり見ないような素晴らしい取り組みをしており、今後が楽しみである。

最後に、本日は評価のあり方や外国籍の方への支援のあり方など様々な意見、宿題をいただいた外国籍の方への差別に関する問題も非常に大きな課題だと思う。その改善に向けた取り組みもぜひすすめていただきたい。また、いただいた宿題についても考えていかなければならないと考えている。

7. あいさつ（魅力創造部長）

8. 閉会

以上